

さいたま小川町メガソーラー環境影響に係る
埼玉県環境影響評価技術審議会小委員会の意見について

さいたま小川町メガソーラーについては、下記の事項を考慮して環境影響評価書を作成すること。

記

1 全般的事項

- (1) 計画地周辺にある施設や住宅等の生活環境と自然環境の保全に配慮すること。
特に、工事用車両及び関係車両の走行にあたっては、施設等の利用者及び住民の安全を確保出来るような対策を講じること。
また、関係車両の密集等により大気汚染物質濃度や騒音・振動の値が基準値を超える場所が出ることをないようその走行を管理し、住民等へ健康被害等を与えないようにすること。
- (2) 計画の変更に伴い、調整池の数を減少させた理由を明らかにすること。また、調整池の浚渫により除去した堆砂の搬出先や処理方法及び調整池の維持管理計画を明らかにすること。
- (3) 風害等災害が起こることを前提に、近年の豪雨災害等の状況を最大限考慮した上で土砂崩落のシミュレーション等を行い、被害等を防ぐための方策を講じること。
- (4) 調整池及びそこに流れ込む河川・水路に水位計を設置するなどして水位の継続的・定期的な状況把握および流量解析に努め、洪水被害・土砂災害の予測と地域への早期の情報提供を実施し、当該調整池・河川・水路のオーバーフローによる洪水被害や土砂災害の防止を図ること。
- (5) 施設の安全対策のために設置する境界フェンスについては、野生動物の侵入防止機能も持つ仕様の採用を検討すること。
- (6) 地域の自然資本としての価値が損なわれることがないよう対策を実施し、また、災害時に地域に電気を供給するなど地域の災害時のレジリエンスの強化等に資するように取り組むこと。
併せて、その結果を情報発信すること。
- (7) 当該事業に係る準備書が相当の内容量であることに鑑みると、地域住民とのアセス図書に係る双方向のコミュニケーションを十分に図ることが重要と思われることから、自主的な説明会の開催等により、準備書内容の説明を尽くなどの丁寧な対応を行うこと。

また、他の発電事業の事例を参考にしながら、地域と共同した継続調査の実施などを検討し、積極的に地域とのコミュニケーションを図ること。

2 騒音・低周波音

- (1) 工事中、解体中の予測結果が僅かに環境基準を満たす結果であるため、必要に応じて環境保全措置を追加すること。
- (2) パワーコンディショナー等の設備の設置については、周辺住宅や周辺施設からの距離の確保及びハイキングコース等利用者への配慮により影響の低減に努めること。

3 水質及び水象

- (1) 調整池の容量計算について、森林伐採に伴う保水能力の低下を考慮し、また事業地周辺地域に特化した数値を使用して算出するなど実態にあった予測、評価とすること。

また、結果に応じて必要な環境保全措置を行うこと。

- (2) 水の濁り及び地下水の調査について、日降水量やワンタームの降水量の最大値を用いた調査、予測、評価を検討すること。
- (3) 砕石を道路用の敷材として使用することについて、強度の降雨時は土壌水分量が増えることにより、その機能の低下が想定されるため、十分検討した上で行うこと。

また、降雨時の土砂流出の可能性を考慮したメンテナンスを行うこと。

4 地盤

- (1) 事業地内にて災害時崩落した箇所以外に不安定な場所や崩落リスクが高い場所については、ボーリング調査を含めた詳細な追加調査を検討すること。
- (2) 盛土等の施工については、特に次の事項に留意し、安全性を十分に担保した上で行うこと。

ア 随時使用する盛土材の品質を確認すること。

イ 必要に応じて補強土、擁壁、排水材や排水設備などにより、その構造を補強すること。

ウ 締固めなどの施工品質をしっかりと管理すること。

エ 森林伐採における保水力の低下及びパネルの荷重や角度を踏まえた上で行うこと。

- (3) 施工後のメンテナンスについて、特に次の事項に留意すること。

- ア 排水施設について、排水機能の低下により土砂災害及び地層境界面での地すべり等が発生するため、十分なメンテナンスを行うこと。
- イ 盛土の形状変化、豪雨等災害時における挙動を監視して、少しでも危険な状態があれば対処すること。
- ウ 発電事業後についても継続したメンテナンスが出来る体制を整えておくこと。

5 動物

- (1) 低反射型の太陽光パネルを水面と見間違え、水鳥が飛び込む事例の発生や昆虫が産卵する可能性が懸念されるため、反射光と鳥類及び昆虫の関係を考慮の上、影響が少ないパネルを選定すること。
また、反射光による動物への影響について、モニタリング等を行い把握するよう努めること。
- (2) 昆虫類の調査時期について、絶滅危惧種が多い環境を考慮すると、冬季活動性のキリガ等が生息している可能性があるため、冬季における昆虫調査の追加を検討すること。

6 植物

- (1) 太陽光パネルの反射光や稼働時の温度変化が植物等に与える影響について、最新の知見に基づく環境保全措置を検討し、影響の低減に努めること。
- (2) フユザンショウ、エビネ、キンラン、ムヨウランについては、事業区域内又は事業区域外であるが改変区域に近いところにか所しか確認されていないため、継続して監視するよう努めること。

7 景観及び自然とのふれあいの場

- (1) 主要な眺望点について、地域住民が日常生活で慣れ親しんでいる場所を対象としたとあるが、聞き取り等による具体的な情報収集方法、その結果及び採用の有無について明らかにすること。
- (2) 眺望景観の変化の予測結果について、低反射型太陽光パネルを採用するため、周辺の景観となじみ、影響が小さいと予測しているが、同パネルを使用した事業を参考にした上で、判断すること。

8 廃棄物

- (1) 廃プラスチックの再利用について、国が掲げるプラスチック資源循環戦略及び関係法令を踏まえ、適正に行うこと。
- (2) 本事業に伴って排出される廃棄物の処理・処分、資源化等については、本事業の開始から終了に至るまで、当初の処理等の計画に基づき、かつ、最新の法令等に対応し、適正に行うこと。

9 温室効果ガス・反射光

周辺に、温度影響や乱反射による影響を与えないパネルの選定に努めること。
また、森林伐採や太陽光パネルの設置による周辺温度への影響について、把握していくよう努めること。

10 環境監視計画

- (1) 水質の調査については、物質が土壌から河川水に流出するには時間がかかるため、継続的な監視に努めること。
また、降雨時に濁りなどの水質の変化が現れるので、晴天時ではなく調査目的に応じた時期に定期的な監視を実施すること。
- (2) 土壌の調査については、工事終了後に地域住民とも協議して調査地点を選定するなどし、必要に応じて調査地点の追加・変更を行うこと。
- (3) 環境監視結果を定期的に公表すること。

11 事後調査

- (1) 水象について、外部からの搬入土砂と現地の土質の違いにより、現在の沈降試験結果に基づく予測結果の不確実性が懸念されることから、事後調査で実際の土質による試験結果の把握に努め、結果に応じて環境保全措置を追加すること。
- (2) ミズゴイについて、繁殖地が日本国内のみとされている中で、事業予定地内において古巣を含む4か所の巣を確認できたことは特筆すべきことである。事後調査により環境保全措置や予測・評価の妥当性を検証するとともに、結果に応じて環境保全措置を追加すること。
- (3) ノスリについて、工事・供用期間を通して、上位性注目種、典型性注目種等の環境を評価する際に適用した「生息環境指数」の妥当性を明らかにするため、餌量等の調査を実施し、事後調査結果に反映させること。
- (4) 反射光の影響について、パネル設置後に周辺住民に対する影響を調査し、結果に応じて環境保全措置を追加すること。